

予防接種

予防接種のお知らせ

4月1日から予防接種実施規則が改正され、同一ワクチンの接種間隔が緩和されました。

同一ワクチンの接種間隔の上限は標準的な期間として規定されていますが、超えてしまった場合、発熱や急性疾患などの医学的理由がなくても定期的な予防接種として取り扱えるようになりました。ただし、接種間隔が開くことで、その間は感染リスクが高くなるため、原則として標準的な接種間隔での接種をお勧めします。

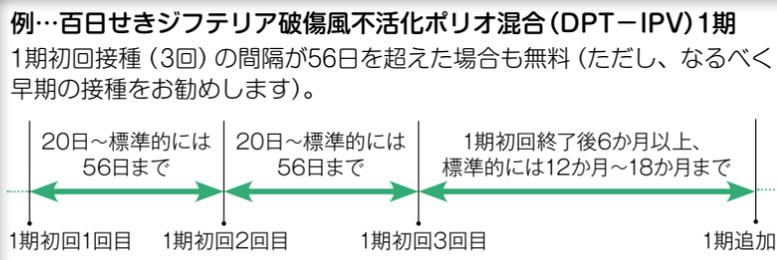
また、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、標準接種間隔を超えた場合、接種回数が変わる場合がありますので、ご注意ください。

ワクチンの接種間隔が緩和された予防接種

接種間隔・対象年齢など詳しくは市ホームページをご覧ください。

- ◎ヒブワクチン ◎小児用肺炎球菌ワクチン ◎百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合 (DPT-IPV) ワクチン ◎不活化ポリオワクチン ◎百日せきジフテリア破傷風混合(DPT)ワクチン ◎日本脳炎ワクチン ◎子宮頸がん予防ワクチン

※DPTワクチンは今後流通量が減っていくため、接種が終了していない場合は早めに受けましょう。



健康づくり支援課 ☎7185-1126

5月は消費者月間

学ぶことから始めよう ~自立した消費者にむけて~

近年、消費者トラブルが多様化・深刻化しています。消費者が被害や事故に遭わないよう、自ら進んで知識を習得し、情報を収集することが大切です。

市では、消費生活講座・消費生活相談などにより、啓発活動や被害救済に努めています。



◆消費生活に関する相談 ☎7185-0999 (相談専用ダイヤル)

平日、第2・4(出)午前10時~午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

◆消費生活出張相談

各地区の「高齢者なんでも相談室」で、消費生活相談員による出張相談を行います。※事前に高齢者なんでも相談室または消費生活センターで日時の予約をしてください。

◆弁護士による消費者問題無料相談会(6市合同)

多重債務・出会い系サイト・金融商品など消費者問題全般についてお悩みの方を対象に、弁護士による無料相談会を開催します。6市在住の方なら、どこの会場でも相談できます。

Table with 4 columns: 日にち, 開催市, 会場, 問合せ先. Lists dates and locations for consumer consultation events across six cities.

日程 上表参照

時間 午前10時~午後4時

対象・定員 東葛6市に在住の方、各会場12人(相談時間60分・要予約)

申込方法 4月16日(水)午前9時30分から(平日のみ)電話または来所。

※他市で相談を希望する場合は、希望会場に申し込んでください。

主催 東葛多重債務問題対策フォーラム(「我孫子市・柏市・鎌ヶ谷市・流山市・野田市・松戸市」と「千葉県弁護士会松戸支部消費者問題委員会」で構成)

☎消費生活センター ☎7185-1469

Table of recycling items (回収対象品目) including mobile phones, digital cameras, music players, hearing aids, USB memory, SD cards, e-readers, tablets, e-books, e-thermometers, e-blood pressure monitors, hair dryers, electric razors, electric shavers, electric toothbrushes, pocket calculators, wristwatches, headphones, and portable game consoles.

使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(通称小型家電リサイクル法)」が施行されました。電気・電池で動く小型の家電製品(携帯ゲーム機、デジタルカメラなどは、金や銅などの有用金属、希少なレアメタルも含まれて

います。回収への協力をお願いします。回収した小型家電は、有用金属などをリサイクルします。※左記品目はこれまでどおり「不燃ごみ」として集積所でも回収します。出さずとも回収してください。小型家電本体のみを拠点の回収ボックスに入れてください。また、

個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してください。一度入れたものは取り出せませんので、ご注意ください。回収場所 アビスタ、湖北地区公民館、各近隣センター ☎187-0015

5月1日から 小型家電の拠点回収を実施します

5月1日から

平成27~29年度の交付団体を募集

平成27~29年度の交付団体を募集

公募補助金の交付を受けようとする市民活動団体を募集します。交付期間 平成27年度~29年度のうち3年以内。補助金の範囲 補助対象経費の10~50%。応募資格 営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体または特定非営利活動法人で、5人以上で構成され、活動拠点が市内にあり、かつ市内で活動している団体。

等検討委員会(市民・学識経験者5人による第三者機関)の審査を経て、市が決定。申込方法 申請書類(市民活動支援課で配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を明記し、添付書類を添えて、8月1日(金)午後5時までに持参(郵送不可)。☎市民活動支援課・内線490

▼平成26~28年度に、新たに補助金が交付される団体

Table with 4 columns: 団体名, 対象補助事業, 補助期間, 平成26年度補助限度額. Lists recipient organizations and their grant amounts.

国民生活基礎調査を実施します 保健・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的事項を調査します。4月下旬から対象地区(並木6丁目・我孫子2丁目の一部)に調査員が伺います。ご協力をお願いします。☎松戸健康福祉センター ☎047-361-2121